

## 第Ⅱ部 紛争処理の状況

### 第1章 紛争処理の概況

委員会は、次の3つの機能を有している。

- ① 電気通信事業者間、電気通信事業者とコンテンツ配信事業者等との間、ケーブルテレビ事業者等と地上テレビジョン放送事業者との間等の紛争に対し、「あっせん」や「仲裁」を実施すること
- ② 総務大臣が、接続協定等の細目の裁定、業務改善命令等を行う際、総務大臣から諮問を受け、審議・答申を行うこと
- ③ あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勧告を行うこと

また、事務局に事業者相談窓口を設けて、事業者間の紛争に関する問合せ・相談等に対応している。

平成24年度に行ったこれらの紛争処理の状況は、次のとおりである。

なお、委員会設置時からこれまでの紛争処理の概況については、【資料2】のとおり。

#### 1 あっせん・仲裁の処理件数

平成24年度中、あっせん2件の申請があり、現在処理中である。仲裁の申請はなかった。

##### あっせん・仲裁の処理件数（平成24年度）

あっせん申請	処理終了	処理中
2	0 (解決 0) (合意に至らず取下げ 0) (あっせん打切り 0) (あっせん不実行 0)	2

仲裁申請	処理終了	処理中
0	0 (仲裁判断 0)	0

## 2 審議・答申

平成24年度中、地上テレビジョン放送の再放送同意の裁定に係る総務大臣からの諮問が1件あり、現在、委員会において審議中である。

事 案	諮 問	処理状況
諮問第9号	平成25年1月30日	審議中

裁定申請の概要は、次のとおりである。

### (1) 申請者及び申請に係る放送事業者

- ①申請者：株式会社ひのき（徳島県板野郡北島町）
- ②申請に係る放送事業者：讀賣テレビ放送株式会社（大阪府大阪市）

### (2) 申請の理由

再放送同意についての協議が不調のため

### (3) 再放送しようとするテレビジョン放送

讀賣テレビ放送株式会社の大阪放送局の地上デジタル放送

### (4) 再放送の業務を行おうとする区域

徳島県板野郡北島町、松茂町、上板町の各全域

### (5) 再放送の実施の方法

同時再放送による放送

## 3 勧告

平成24年度中、総務大臣への勧告は行わなかった。

## 4 事業者相談窓口における相談

事業者相談窓口において、7件の相談・問い合わせ等を受けた。相談内容ごとの受付件数は、次のとおりである。

相談内容	受付件数
① 接続に関する費用負担 (接続料に関する相談等)	4件
② 地上テレビジョン放送の再放送に関する同意 (あっせんの制度・手続に関する相談等)	3件
計	7件

注：同一案件に係る複数回の相談を含む。